	掛金率			
	合計	内訳		
		短期給付分	福祉事業分	介護分
介護納付金に係る掛金の徴収対象月	千分の八十七・六五	千分の七十四・四五	千分の一・九五	千分の十一・二五
その他の月	千分の七十六・四五	千分の七十四・四五	千分の一・九五	

第二十六条中第五項を第六項とし、同条第四項中「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改め、「割合」の下に「（以下「任意継続掛金率」という。）」を加え、同項の表を次のように改める。

	任意継続掛金率			
	合計	内訳		
		短期給付分	福祉事業分	介護分
介護納付金に係る任意継続掛金の徴収対象月	千分の八十六・九五	千分の七十四・四五	千分の一・二五	千分の十一・二五
その他の月	千分の七十五・七四五	千分の七十四・四五	千分の一・二五	

備考　この表において「介護納付金に係る任意継続掛金の徴収対象月」とは、施行令第十三条第四項に規定する対象月をいう。

第二十六条中第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　社会保障協定実施特例法第五十四条第一項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けないこととされた加入者（同項第二号に該当する者に限る。）に係る掛金率は、第二項の規定にかかわらず、次の表に定めるところによる。

	掛金率				
	短期給付等掛金率	内訳			退職等年金給付掛金率
	合計	短期給付分	福祉事業分	介護分	
千分の一・九五					千分の十五

第二十六条に次の一項を加える。

7　次の表の上欄に掲げる月分の軽減保険料率（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第八十五条第二項の規定により、厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者に係る同法による保険料率として共済規程で定める率をいう。以下同じ。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分	千分の百三十五・五七
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百三十九・一一
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百四十二・六五
平成三十年九月から平成三十一年八月までの月分	千分の百四十六・一九
平成三十一年九月から平成三十二年三月までの月分	千分の百四十九・七三

第二十六条の二第一項各号列記以外の部分中「掛金率に」を「掛金率及び軽減保険料率に」に改め、「掛金率の」を削り、「第三号に規定する長期給付」を「退職等年金給付分の掛金率及び軽減保険料率」に改め、同項第一号中「費用を」を「費用並びに当該給付に係る事務に要する費用を」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　退職等年金給付分の掛金率　退職等年金給付分に要する費用（当該給付に係る事務に要する費用を含む。）の将来にわたる予想額の現価に相当する額から将来にわたる掛金の予想額の現価に相当する額を控除した額と、退職等年金給付積立金（日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号。以下「財務会計省令」という。）第十九条の二に規定する退職等年金給付積立金をいう。）の額とが、将来にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

第二十六条の二第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五　軽減保険料率　加入者保険料率の軽減に要する費用の予想額が、経過的長期給付積立金（財務会計省令附則第五項に規定する経過的長期給付積立金をいう。）の額から経過的職域加算給付（平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付並びに平成二十四年一元化法による改正前の共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法による改正前の組合法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額に相当するものをいう。）に要する費用（当該給付に係る事務に要する費用を含む。）の将来にわたる予想額の現価を控除した額の範囲内となるようにすること。

第二十六条の二第二項中「及び第五号」及び「事務及び」を削る。

第二十七条第一項中「による掛金」を「による掛金等」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「掛金」を「掛金等」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「掛金」を「掛金等」に改める。

第二十九条の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条中「納付」を「納期」に、「すべて掛金を」を「掛金等を全て」に改める。

第三十条（見出しを含む。）中「掛金」を「掛金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（長期滞納指定法人等の指定及び指定の解除）

第三十条の二　事業団は、完納されていない掛金等（平成二十七年十月以後の月分に係る掛金等に限る。以下「未納掛金等」という。）が通算して十二月分を超える学校法人等に係る当該未納掛金等の徴収を図るために必要と認めるときは、当該学校法人等を長期滞納指定法人等として指定することができる。

2　事業団は、前項の指定を受けた長期滞納指定法人等が、未納掛金等を完納したときは、速やかに当該指定を解除するものとする。

3　事業団は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の解除をしたときは、速やかに当該学校法人等に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十一条第一項中「前条」を「第三十条」に、「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十四条中「掛金、特別掛金その他法」を「厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他共済法及び厚生年金保険法」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

3　第一項の委員は、再任されることができる。

第四十条に次の一号を加える。

六　他の勘定に対する資金の貸付け

附則の次に別表として次の二表を加える。